

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 23 年度第 1 回枚方市環境審議会
開 催 日 時	平成 23 年 12 月 19 日（月） 16 時 00 分から 17 時 40 分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館 第 3・4 委員会室
出 席 者	会長：浅野委員、副会長：高橋委員 石川委員、稲森委員、今田委員、柿丸委員、笹井委員、川合委員、 田中久雄委員、田中みさ子委員、永嶋委員、野田委員、弘田委員、 増田委員、丸井委員、水内委員、水丸委員、三輪委員
欠 席 者	小杉委員、下野委員、田中隆夫委員、西岡委員、松宮委員、三田 村委員、藪本委員
案 件 名	1. 審議案件 （1）地球温暖化対策実行計画の策定について（諮問） 2. 報告案件 （1）平成 22 年度の環境の状況及び環境の保全と創造に関し て講じた施策の概要について （2）平成 22 年度環境調査結果及び工場・事業所の規制状況 について （3）「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」に関する権限 の移譲について （4）水質汚濁防止法等の改正に伴う枚方市公害防止条例にお ける排水基準の一部改正について
提出された資料等の 名 称	資料 1-1 地球温暖化対策実行計画の策定について（諮問） 資料 1-2 地球温暖化対策実行計画の策定に向けて 資料 2 平成 22 年度の環境の状況及び環境の保全と創造に関し て講じた施策の概要 資料 3 平成 23 年版（2011 年版）環境データ集 資料 4 「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」に関する権限 の移譲について 資料 5 水質汚濁防止法等の改正に伴う枚方市公害防止条例にお ける排水基準の一部改正について 参考資料 1 枚方市環境審議会委員名簿 参考資料 2 枚方市地球温暖化対策地域推進計画及び枚方市役所 CO <sub>2</sub> 削減プラン～枚方市役所地球温暖化対策実行 計画～

決 定 事 項	諮問された地球温暖化対策実行計画の策定について、部会を設置し、審議を行い、答申の時期を平成 24 年 10 月頃とする。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	1 人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	環境保全部 環境総務課

## 審 議 内 容

### <開 会>

浅野会長： 定刻となりましたので、ただ今より平成23年度第1回枚方市環境審議会を開催します。それでは、市を代表しまして、竹内市長、ご挨拶をお願いいたします。

竹内市長： (挨拶)

浅野会長： 続きまして、事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： 本日の審議会で「地球温暖化対策実行計画の策定について」諮問させていただくため、12月19日付けで田中久雄委員、水内委員、水丸委員の3名を臨時委員として委嘱いたしましたことをご報告申し上げます。本日の出席委員は18名で、2分の1以上の委員に出席いただいておりますので、枚方市環境審議会規則第4条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。なお、本日の傍聴者は1名となっております。次に資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

浅野会長： 本日の審議会は、今年度最初の会議であり、また先ほど事務局から説明がありましたように新たに委嘱された臨時委員の方もいらっしゃいますので、委員の方々に簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。名簿の順をお願いしたいと思います。

各委員： (自己紹介)

浅野会長： ありがとうございます。次に、市の出席者の紹介をお願いします。

事務局： (市の出席者の紹介)

浅野会長： ありがとうございます。

### <案 件>

浅野会長： それでは、平成23年度第1回枚方市環境審議会の次第をご覧ください。本日の審議案件の一つであります「地球温暖化対策実行計画の策定について」諮問をお受けしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局： それでは枚方市から環境審議会に対して「地球温暖化対策実行計画の策定について」諮問させていただきます。

(竹内市長から浅野会長に諮問書の手渡し)

浅野会長： それでは、ただ今お受けしました諮問について、これから審議をしていくこととなります。事務局から内容について説明をお願いします。

事務局： (資料1-1及び資料1-2について説明。)

浅野会長： ありがとうございます。これまでの地球温暖化対策の取り組み状況などを説明していただきました。何かご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。

永嶋委員： 2ページの産業部門、民生業務部門とは、具体的にどういうものなのか教えていただけないでしょうか。それから、排出量の推移というものが出ていますが、部門別に目標を数値化できるものなののでしょうか。

事務局： 産業部門は主に製造業などの工場にあたります。民生業務部門は工場以外の業務、例えばオフィス、病院、商業施設にあたり、市役所も民生業務部門にあたります。

二酸化炭素排出量については部門別に将来推計を行っていけば、目標を数値化できると考えております。

現在は、「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」において、平成24年度に平成17年度から17%削減することを目標に掲げて、取り組みを進めているところでございます。速報値ではありますが、平成21年度の二酸化炭素排出量は、目標を達成しているレベルとなっています。しかしながら、平成22年度は少し増加すると予想されます。平成23年度につきましては、節電の取り組みが行われていますが、排出係数の関係でどうなるか予想ができません。計画の目標達成に向けて、着実に進んでいるのではないかと考えております。

永嶋委員： 今後策定していく計画では、温室効果ガスの削減という一点のみを目標としたものなののでしょうか。

事務局： その通りです。

浅野会長： 二酸化炭素排出量は、平成17年度の163万トンから平成20年度は143万トンに削減できており、平成21年度はもう少し下がっているということですが、その主な原因は4つの部門のうち、どの部門なののでしょうか。

事務局： 全体的に排出量は減少していますが、産業部門が一番減っています。

浅野会長： それは不況の影響でしょうか、それとも努力されたためでしょうか。

事務局： どちらも要因として考えられます。

今田委員： 今年には原発の事故がありました。これから、諮問を受けた内容について審議していくわけですが、関西の電力は、原発に依存している割合が多い中で、二酸化炭素排出量の削減目標はどのように設定していくのでしょうか。

事務局： 臨時委員として関西電力の方にも入っていただいていますので、その辺りのことは、今後議論を進めていきたいと考えております。

水内委員： 確かに、排出係数の関係で目標の数値が変わってくるとは思いますが、国として、現時点では原発の方向性も見えていません。そういった中で、会社としても、原子力発電を今すぐやめるというわけにはいかないという考えでございます。国も二酸化炭素25%削減の目標を下げている

ん。現時点で確かなことは言えませんが、会社としては二酸化炭素の削減に向けて取り組んでいきたいと考えております。

答申が来年の10月ですので、この審議会にご出席させていただく中で、動向についても情報提供させていただきたいと考えております。

田中みさ子委員：ヒートアイランド対策にも関係してくるかとは思いますが、地球温暖化対策としては、緑地の保全や緑化も重要だと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

事務局：緑化することでエネルギーの削減につながるということもございますので、その点もご審議いただきたいと思いますと考えています。

田中みさ子委員：今のところ、あまり重視していないのでしょうか。

事務局：現計画におきましても、都市緑化の推進ということで、緑のじゅうたんや里山の保全などを掲げております。

浅野会長：先を急ぐわけではございませんが、この案件につきましては、平成24年10月までに答申を取りまとめて、平成25年3月までに策定する必要があるということですので、25名の委員の皆様には毎回お集まりいただいてご審議いただくということは、現実的に非常に難しいのではないかと思います。枚方市環境審議会規則第5条第1項で部会を設けることができることになっておりますので、地球温暖化対策実行計画の策定に向けての新たな部会を設置して、その部会でいろいろと審議していただき、その結果を審議会に報告していただいて、審議するという方向で考えたいと思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

各委員：（了承）

浅野会長：ありがとうございます。それでは、この部会に属する委員につきましては、枚方市環境審議会規則第5条第2項の規定に基づきまして、審議会の会長が指名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきたいと思います。そうしましたら、稲森郁子委員、今田晃委員、田中久雄委員、田中みさ子委員、野田奏栄委員、増田啓子委員、丸井晶子委員、水内謙三委員、水丸隆雄委員、三輪信哉委員、お引き受けいただけますでしょうか。

各委員：（了承）

田中久雄委員：部会の開催頻度はどの程度でしょうか。

浅野会長：平成24年10月までに5回程度と思っておりますが、もう少し増える場合も考えられます。

田中久雄委員：全て部会でまとめてから、審議会で審議するということになるのでしょうか。

浅野会長：部会に属さない委員の方々の意見も聞く必要があるかと思っておりますので、どこかで中間報告をしていただくのがよいかと思っております。その辺りのことについて、事務局はどう考えているのでしょうか。

事務局： 部会の開催は5回から7回程度を考えております。来年の5月ごろに部会  
の中間報告として審議会に報告させていただく予定にしています。

浅野会長： 皆様、よろしいでしょうか。そういう方向で進めさせていただきたいと  
思います。  
それでは、次の報告案件に進みたいと思います。事務局より、報告案件  
1と報告案件2について、両方あわせて説明していただけますか。

事務局： (資料2及び資料3について説明。)

浅野会長： ただいまのご報告について、気になったことやご意見、ご質問はござい  
ますか。

田中みさ子委員： 資料3の13ページですが、光化学オキシダントの環境基準は達成できて  
いない状況ということですが、グラフを見る限りでは増加しているよう  
に見受けられます。これは全国的にも増加傾向ということなのでしょう  
か。

事務局： 全国的にも増加傾向となっています。平成23年度は若干減少しました。  
これについては来年度の報告書に掲載する予定です。

田中みさ子委員： 原因ははっきりしているのでしょうか。

事務局： 原因はいろいろと考えられます。自動車や工場などからの排ガスや、有  
機溶剤のような炭化水素等に起因するとされていますが、最近では、近  
隣諸国から汚染物質が越境してくることも考えられています。光化学オ  
キシダントの対策というのは、市町村レベル、国レベルだけでなく、国  
際的な問題にも関連しているといわれております。

弘田委員： 資料3の29ページで、水質汚濁に関する環境基準について、カドミウム  
の基準値は今年10月に変わったと記憶しています。この報告書がそれ以  
前の結果のみを扱っているのですでしたら問題ないと思いますが。

事務局： 確かに変わりましたが、今回の報告書は平成23年3月末までの結果のこ  
とですので、以前の基準値を載せています。

増田委員： 例えば、大気や水等についての市民からの苦情件数はどこかに掲載され  
ているのでしょうか。

事務局： 環境白書に掲載しております。

永嶋委員： 今年の3月の原発事故の影響により、放射能の測定が必要になる場面も  
出てくると思いますが、枚方市では測定されたのでしょうか。また、今  
後はどのように対応される予定なのでしょうか。

事務局： 枚方市として測定は行っておりません。大阪府内や近隣の府県に設置し  
ているモニタリングポスト等での測定結果を注視しております。今後  
につきましては、事態の推移を見守っていきたいと考えております。

浅野会長： 過去の測定結果はどうなっているのでしょうか。

事務局： 大阪府のモニタリングポストについては、原発事故後、ほとんど変化は  
ありません。なお、大気中の降下物を長期間集めた試料からは、原発事

故に伴うものと思われる数値が検出されておりますが、自然の放射能に比べてごく僅かとなっております、その影響はほとんどないといわれております。

浅野会長： その他に何かございますか。

次に、事務局より、報告案件3について、説明をお願いします。

事務局： (資料4について説明。)

浅野会長： 次に、事務局より、報告案件4について、説明をお願いします。

事務局： (資料5について説明。)

浅野会長： 報告案件3と報告案件4について続けて報告していただきましたが、何かご意見等はございますか。

1,1-ジクロロエチレンや1,4-ジオキサン、先ほどの報告内容にありましたカドミウムなど、本日はいろいろと説明していただきましたが、1,1-ジクロロエチレンについては緩和されたということでしょうか。基準が緩和されたのであれば、それは、どのような理由からなのでしょう。

事務局： まず、排水基準と環境基準について整理させていただきますと、排水基準について、1,1-ジクロロエチレンについては緩和、1,4-ジオキサンについては新たに規制をはじめるといことです。また、先ほど弘田委員からご発言がありましたカドミウムについては、本年10月に環境基準値が変更されたところですので、今後排水基準が強化されると考えられます。

ご質問の基準緩和についてですが、有機塩素系化合物は、これまで総合的に発ガン性があるとのことでしたが、1,1-ジクロロエチレンについては、健康影響を再評価した結果、以前より影響が少ないとわかってきたため、基準が緩和されたということです。

今田委員： ダイオキシン類について、清掃工場によって測定値が異なっていると思いますが、穂谷川清掃工場と東部清掃工場の性能が異なるためなのでしょうか。

事務局： 本市には2つの清掃工場がありますが、以前から操業している穂谷清掃工場については、後からダイオキシン類対策を追加・強化いたしました。一方、東部清掃工場は、建設時からダイオキシン類対策を行っております。いずれにいたしましても、どちらも基準を満足はしております。環境白書に各清掃工場の測定結果をお示ししております。

今田委員： 排出基準値が異なるのでしょうか。

事務局： ダイオキシン類対策特別措置法では、新たに設置する清掃工場はより厳しい基準が適用されることになっております。

浅野会長： ありがとうございます。

最後に事務局から何か連絡事項等ありますか。

事務局： 審議会終了後、第1回地球温暖化対策実行計画検討部会を開催させてい

たゞきますので、部会委員の皆様は、恐れ入りますが、この場に残って  
いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

<閉 会>

浅野会長： それでは、本日の環境審議会を閉会いたします。皆様、ありがとうございます  
いました。